

群馬県介護職員等賃上げ・職場環境改善支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 群馬県介護職員等賃上げ・職場環境改善支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、介護従事者に対して幅広く賃上げを実施し、職場環境改善に取り組む介護サービス事業所・介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業の事業所を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）に対する支援を目的とする。

(交付の対象)

第3条 本補助金は、令和7年12月25日老発1225第3号厚生労働省老健局長通知の別紙「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）」に基づき、群馬県内に所在する介護サービス事業所等が行う賃金改善又は職場環境等の改善事業を対象とする。

- 2 本補助金の交付対象となる者は、群馬県内に所在する介護サービス事業所等を運営する事業者（以下「補助対象者」という。）とする。
- 3 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - 五 自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付額の算定方法)

第4条 本補助金の交付額は、以下の式により被保険者ごとの補助額を算出し、介護サービス事業所等ごとに補助額を合計した額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てとする。

$$\text{被保険者ごとの補助額} = \text{基準月の介護総報酬} \times \text{交付率}$$

※ 基準月の介護総報酬は、基準月の介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。ただし、基準月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分の単位数を含む。

※ 交付率は、サービス類型及び国実施要綱6に規定される要件別に設定された別紙1表1から表3に掲げる交付率とする。

2 前項に規定する基準月は、原則、以下のいずれかに定める月とする。ただし、当該月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和8年1月、2月又は3月の任意の月を基準月とすることができる。

一 令和7年12月にサービスを提供している介護サービス事業所等 令和7年12月

二 令和8年1月から3月までに新規開設された介護サービス事業所等 初回サービス提供月

3 過誤調整に関しては、令和8年3月末日までに生じ、同年4月10日までに群馬県国民健康保険連合会（以下「審査支払機関」という。）により受け付けられたものについて、補助額に反映させるものとする。

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

二 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

四 事業に係る関係書類の保存については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

2 この事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（交付申請及び決定）

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、群馬県介護職員等賃上げ・職場環境改善支援補助金計画書（別紙様式2、2-1、2-2及び2-3）を、別に知事が定める日までに提出するものとする。なお、これにより規則第4条第1項による申請があったものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第5条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第7条 第5条第1項第2号の規定により事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（別紙様式1）を知事に提出するものとする。

(変更交付申請兼実績報告)

第8条 変更交付申請兼事業実績の報告は、別に知事が定める日までに、群馬県介護職員等賃上げ・職場環境改善支援補助金変更交付申請兼実績報告書(別紙様式3、3-1及び3-2)を提出するものとする。

(補助金の変更交付決定兼額の確定)

第9条 知事は、前条の規定に基づく変更交付申請兼実績の報告を受けたときは、速やかにその内容の審査及び必要により現地調査を行い、当該審査及び調査により適正であると認めるときは、当該事業に係る補助金の変更交付決定兼額の確定をし、通知するものとする。

2 前項による補助金の変更交付決定兼額の確定は、第11条の規定による交付決定の取消しを妨げないものとする。

(交付の方法)

第10条 知事は、賃金改善又は職場環境等の改善事業に係る介護サービス事業所等の負担が過大とならないよう、審査支払機関により受け付けられた基準月の介護総報酬総額をもとに第4条の規定により算定した交付額について、第6条第2項の規定による交付決定の範囲内で概算払を行うこととし、前条による変更交付決定兼額の確定後、精算するものとする。

2 審査支払機関は、別に知事が定める日までに、介護サービス事業所等への交付額等を算出して、知事へ報告するものとする。

(交付の決定の取消し)

第11条 知事は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、介護サービス事業所等が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 この要綱に違反したとき

二 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例第7条に抵触するとき

三 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の総額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

2 前条の規定により交付の決定を取り消されたときは、当該補助金を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和8年3月19日から施行し、令和7年12月から実施した事業を対象とする。

別紙1

表1 群馬県介護職員等賃上げ・職場環境改善支援補助金 サービス累計別交付率その1（訪問・通所系サービス）

1 サービス区分	交付率				
	2 ①+②+③ (うち資金改善経費分)	3 ①+③ (うち資金改善経費分)	4 ① (うち資金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③
訪問介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
夜間対応型訪問介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
(介護予防) 訪問入浴介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
通所介護	19.2% (16.2%)	15.6% (12.6%)	12.6% (12.6%)	3.6%	3.0%
地域密着型通所介護	24.6% (21.0%)	20.4% (16.8%)	16.8% (16.8%)	4.2%	3.6%
(介護予防) 通所リハビリテーション	16.8% (14.4%)	13.8% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.0%	2.4%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	34.8% (28.8%)	27.6% (21.6%)	21.6% (21.6%)	7.2%	6.0%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、第一号訪問事業は訪問介護と、第一号通所事業は通所介護と同じとする。

注 短期利用型サービスも含む。

注 表の①～③は、国実施要綱6（1）に定める補助金の要件を指す。

表2 群馬県介護職員等賃上げ・職場環境改善支援補助金 サービス累計別交付率その2（短期入所・居住系サービス・介護保険施設）

1 サービス区分	交付率				
	2 ①+②+③ (うち資金改善経費分)	3 ①+③ (うち資金改善経費分)	4 ① (うち資金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	24.0% (19.2%)	18.6% (13.8%)	13.8% (13.8%)	5.4%	4.8%
看護小規模多機能型居宅介護	18.0% (15.0%)	14.4% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.6%	3.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	27.0% (21.6%)	20.4% (15.0%)	15.0% (15.0%)	6.6%	5.4%
介護福祉施設サービス	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
地域密着型介護老人福祉施設	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
(介護予防) 短期入所生活介護	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
介護保健施設サービス	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%
介護医療院サービス	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%
(介護予防) 短期入所療養介護（病院等・医療院）	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%

注 短期利用型サービスも含む。

注 表の①～③は、国実施要綱6（2）に定める補助金の要件を指す。

表3 群馬県介護従事者処遇改善緊急支援補助金 サービス累計別交付率その3（処遇改善加算対象外サービス）

1 サービス区分	2 交付率 (うち賃金改善経費分)
(介護予防) 訪問看護	13.2% (13.2%)
(介護予防) 訪問リハビリテーション	10.8% (10.8%)
居宅介護支援、介護予防支援	15.0% (15.0%)

注 介護予防・日常生活支援総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じとする。

【参考】群馬県介護従事者処遇改善緊急支援補助金 非対象サービス

1 サービス区分	2 交付率
(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、 (介護予防) 居宅療養管理指導	0%